

案

東葉高速線コンコース行先表示器の設置及び管理に関する要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、改札外に行先表示器を設置し、行先の表示及び沿線地域の催し物、イベント情報等を掲示することにより、利用者の利便性が向上するとともに、地域の活性化及び東葉高速線の利用促進を図り、沿線における地域資源を活用し、地域の活性化に資することを目的とする。

（設置）

第 2 条 東葉高速鉄道活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）は、コンコース行先表示器を東葉高速線の東海神駅、飯山満駅、船橋日大前駅、八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅に設置する。

（管理）

第 3 条 活性化協議会は、コンコース行先表示器を管理する。

（補則）

第 4 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、活性化協議会会長が別途定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。